

ります。申立が適法であり、かつ先ほど申し上げた第八及び第九に掲げるような更生手続開始の原因がありましても、この要綱十三に掲げるような一定の事由がある場合には、更生手続を開始すべきではありません。裁判所は申立を棄却しなければならぬ。こととしております。関係条文は、第三十八條であります。

次に要綱第十四から第二十一までは、更生手続開始の効力について定めたものであります。そのうち第十四から第十六までは、更生手続開始の効力の最も重要なもの一つであります。管財人の設置と、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分権限について定めたものであります。更生手続開始後は管財人が設置されるのを原則といたしますが、比較的小規模の手続については費用の關係もあり、管財人の必要がなければこれを委任しなくてもよいこととしてあります。関係条文は第四十六條、第五十三條から第六十條までであります。

第十七は、更生手続開始決定の他の手続に及ぼす効力について定めたものであります。更生手続を円滑に進めて行くことができるようにするため、非常に強い効力を認めておるわけであり、租税滞納処分等はありません。決定の日から六箇月間中止し、必要があればさらに三箇月間だけその期間を延長することができることとしたし、その後は徴収権者がその本来の権限によつて処置することができることとしたしました。更生手続開始決定によつて和議手続、整理手続、特別清算手続等の競合的な手続はその効力を失い

ますが、開始決定によつて中止した破産手続、強制執行、競売手続等は更生計画認可決定があつたときにその効力を失うことになつております。関係条文は第六十七條から七十條まで、及び第二百五十四條であります。

要綱の第十八は、更生裁判所に他の裁判所に係属中の会社の財産關係の訴訟の移送を求める権限を認めたものであります。新しい考え方であり、この種の訴訟を更生裁判所に集中して、更生手続を能率的に進めて行くことができるようにしようとするものであります。関係条文は第七十一條であります。第十九は、更生手続開始後の取戻権及び相殺権について定めたものであります。大体において破産法及び和議法の例になつておりますが、相殺権は更生手続が事業の維持更生のための手続である關係から、破産及び和議の場合よりもこれを制限して認めております。関係条文は第六十二條から第六十六條まで、第六十三條及び第六十四條等であります。

第二十は、会社の發起人、取締役等に対する損害賠償請求権等の査定の手続について定めたものであります。更生手続開始の場合には、このような簡易手続を認める必要が多いと思われるので、商法の会社の整理において認められております査定の手続になつたものであります。関係条文は第七十二條から第七十七條までであります。第二十一は、否認権について定めたものであります。否認権の内容等は破産法の否認権と大体同じであります。管財人が置かれていないときには更生債権者及び更生担保権者にその権利の行使を認めたこと、及びその行使

の方法として、通常の訴えの方法のほかに否認の請求という簡易手続を認めたこととなつております。関係条文は第七十二條から第九十二條までであります。

次に要綱の第二十二から第二十五までは管財人について定めてあります。第二十二及び第二十三は、管財人の資格について定めました。管財人は会社の業務及び財産の管理をし、また更生計画案の作成及び遂行に当るものであります。また、事業經營の知識経験を有する者が適任であります。また利害關係のない者であることを原則とします。そのうちの一人は会社の取締役等の利害關係のある者でもよいこととした。実情に沿うことにはいたしました。会社更生の成否は管財人の手腕にかかるとが多いので、人選には慎重を要する次第であります。なお法人でも信託会社や銀行のうちに管財人として適當なものがあつた、これを管財人に選任できることとしたしました。関係条文は九十四條でございます。

第二十四は管財人代理について定めました。管財人代理は費用の前払いと報酬を受けることができることとなつております。関係条文は第九十八條、第二百九十三條であります。第二十五は、管財人の注意義務について定めました。破産管財人の注意義務と同様であります。関係条文は第九十七條であります。

て生じた採算上の請求権を更生債権とするといいたしたわけであり、関係条文は第二百二條であります。

第二十七は更生手続開始当時、当事者双方がまだともに履行を完了していない双務契約についての解除権と、その解除の効果について定めました。これは破産法の規定にほならつたものであります。関係条文は第二百三條であります。

次に第二十八は、更生担保権の意義を定め、第二十九は担保付債権のうち、実質上その担保権によつて担保をされてない部分の権利の行使について定めたものであります。従前破産手続におきましても別除権者として取扱われて来た担保権者は、更生手続が開かれますとこの手続に参加することになります。けれど担保権者を除外しては会社の更生が困難なことが多いからであります。関係条文は第二百二十三條、第二百二十四條であります。

第三十は、更生債権及び更生担保権の弁済の禁止等について定めました。しかし国税徴収法または国税徴収の例によつて徴収することができる租税等の請求権につきましては、例外の場合を認めました。関係条文は第二百二條及び第二百二十三條であります。

ばならないことにいたしました。関係条文は、二百二十五條から第三百一一條までであります。

第三十二は、更生債権者表、更生担保権者表及び株主表について定めました。これらの表にはその権利に関する重要な事項を記載させ、これに一定の効力を認めることにいたしました。関係条文は第三百二條、第三百四十四條、第四百四十五條、第四百五十條、第五百一一條、第五百五十二條、第五百五十三條、第五百五十三條、第五百九十一條、第二百九十二條であります。

第三十三から第三十五までは、更生債権及び更生担保権の調査及びその確定手続について定めました。これらの権利は、更生手続において調査確定すべきものとしたしまして、その確定手続はおおむね破産の場合における破産債権確定手続の例に従うことにいたしました。しかしいわずゆる有名義債権でなくとも管財人に異議のない権利につきましては、異議を述べた者から訴えを提起しなければならぬものとしたしまして、異議権利用の防止をはかつた点等が、この法律の場合と異なつております。関係条文は第三百三十五條から第三百五十六條までであります。

要綱の第三十六は、更生債権者、更生担保権者及び株主の組みわけについて定めました。これらの権利者は、それ／＼その権利の性質及び利害の關係が異なつておりますので、これを組にわけて更生計画案の作成及び決議に便ならしめることにいたしました。関係条文は第三百五十九條であります。第三十七は、更生計画から除外できる更生債権者及び株主について定めたものであります。会社の財産を事業が

継続するものとして評価して清算したものと仮定した場合において、債権の弁済または残余財産の分配を受けることができないような者は、更生手続に参加する実質上の正当な権利を有しない者といふことができるから、更生計画から除外することにいたしました。このような者は、また更生計画案の議決権を有しないことにいたしました。関係条文は第六十條及び第六十三條であります。

第三十八は、更生債権及び更生担保権のうちの租税等の請求権について特別を定めたものであります。すなわち国税徴収法または国税徴収の例によつて徴収することができる租税等の請求権は、国または地方公共団体等の財政基礎をなすものでありますから、徴収の権限を有する者、たとえば税務署長の同意なくしては、更生計画において、その権利に影響を及ぼす定めをすることができないことにいたしました。関係条文は第六十二條であります。

第三十九は、代理委員について定めました。更生手続には多数の利害関係の異なる権利者が参加して、しかも更生計画案の作成及び決議のために、相互に折衝を行うようなことが多いので、利害関係を同じくする一群の者が、その者の間から数人の利益代表者を選任して、あるいは共同して特定の第三者を選任して、この者に権利をかわつて行使させる等いたしまして、手続の円滑な進行をはかることができるようにする必要があります。それでこのような代理委員の制度を設けることにいたしました。関係条文は第六十一條であります。

第四十及び第四十一は、杜債権者について定めたものであります。第四十は、この手続においては、杜債権者を集団的に取扱ふことは不適当であり、すなわち、この四十のような定めをしたものであり、第四十一は、零細な杜債権者等で、みづから手続に参加する熱意に欠ける者の利益を保護するためのものであります。関係条文は第六十二條であります。

第四十二から第四十五までは、関係人集会に関する定めであります。第四十二は、関係人集会のことを定めたものであります。関係人集会は、関係人の更生手続参加のための機関でありまして、裁判所が招集し、これを指揮いたします。裁判所は相当と認めるときは、関係人集会、及び更生債権及び更生担保権調査の各期日を併合することのできるようにいたしております。関係条文は第六十五條から第六十九條、第二百九十五條、第二百九十六條、第二百九十七條、第二百九十八條、第二百九十九條、第三百一十二條等であります。

第四十三から第四十五までは、関係人集会における議決権について定めてあります。更生債権者及び更生担保権者は、原則として更生債権、及び更生担保権の額に応じて議決権を有します。が、更生手続開始当時、期限の到来していない無利息債権を有する更生債権者等の議決権については、特別を設けました。会社が破産状態にあるときは、株主には更生計画に対する発言権を認めべきではありませんから、議決権を有させないことにいたしました。議決権の額または数の決定方法は、破産における強制和議の手続に準じてあ

ります。更生手続の機会に乗じて不当な利益を得ようなどとは許すべきものではありませんから、そのような目的で権利を取得した者には、議決権を行使させないことができることにいたしました。関係条文は第六十三條から第六十八條、第二百二十四條、第二百九十八條、第二百九十九條から第七十二條までであります。

第四十六から第五十七までは、更生手続開始後の手続について定めました。第四十六は会社の業務及び財産の管理状況等を裁判所に報告すべきことを定めました。財産目録及び貸借対照表も作成して、その謄本を裁判所に提出すべきものとしてあります。なお裁判所に提出された書類は、利害関係人の閲覧に供されます。関係条文は第七十九條から第八十五條までであります。

第四十七と第四十八は、管財人が置かれぬ場合の更生事務の処理と、これに伴う会社の責任について定めました。管財人がないときは、会社が裁判所の監督のもとに、本来管財人が処理すべき事務である更生事務を処理いたします。会社の注意義務は管財人と同一であります。注意義務違反の責任は、会社自身のほか、任務を怠つた取締役も負うものとしていたしました。関係条文は第八十六條であります。

要綱の第四十九は、比較的小規模の事件における会社の業務及び財産の処理方法の変更について定めました。事情に応じて適当な管理方法をとることができるようにしたものであります。関係条文は第八十七條及び第八十八條であります。

第五十は、審査人のことを定めています。管財人を置くまでの必要はないが、会社のみに更生事務処理をまかせることも不適当なような場合に、審査人を選任して裁判所の命ずる事項を行わせることができることにいたしました。関係条文は第九十一條から第九十三條までであります。

第五十一は、法律顧問について定めました。更生事務処理については、法律知識を要することが多いので、常設の法律顧問を置くことができることにいたしました。なお法律顧問は、費用の前払い及び報酬を受けることができ、このことになつております。関係条文は第九十四條及び第九十三條であります。

次に第五十二と第五十三は、更生計画案の立案及び提出について定めました。第五十二に定める者は、職務的に計画案を作成、提出しなければなりません。第五十三に定める者は、そのような義務はありませんが、権利が認められております。これは広く良案を求める趣旨であります。関係条文は第九十七條及び第九十八條であります。

第五十四は、更生計画案の排除について定めました。計画案の提出がありまして、それが結局において認可できないようなものであれば、これについて手続を進めてもむだであるからであります。なお裁判所は案の修正を命ずることもできることといたしました。関係条文は第二百七條及び第二百五條であります。

第五十六及び第五十七條は、共益債権について定めました。共益債権は破産における財団債権と類似の概念でありまして、第五十六に掲げるものは、本来の共益債権ともいふべきもので、第五十七に掲げるものは、公益上の理由等から特に公益債権として取扱ふべきものについて定めたものであります。

使用人の給料請求権等について、このような取扱ひをするのは、更生手続においては、特にこのような請求権を保護する必要があるからであります。関係条文は第二百六條から第二百十八條まで、第二百十九條等であります。

次に要綱の第五十八から第六十までは、更生計画の内容について定めました。

第五十八及び第五十九は、更生計画の條項について定めてあります。第五十八は、更生計画の必要記載條項でありまして、このような條項を欠く計画は不適法となります。第五十九は任意の條項でありまして、このような條項は必ずしも定めなくてもよいことになつております。しかし任意の條項でありまして、そのうちの一定の條項、たとえば新会社の設立に関する條項を定める場合には、一定の要件を備えなければならぬことといたしました。計画の内容の明確を期し、あわせて計画遂行の場合における他の法令の適用の排除を可能ならしめるようにいたしました。関係条文は第二百十九條から第二百三十五條までであります。

すので、これを無差別に取扱うときは不都合を生ずることとなります。そこで計画におきましては、一、更生担保権、二、一般の先取特権その他一般の優先権のある更生債権、三、二及び四以外の更生債権、四、更生手続開始後の利息等の劣後的更生債権、これは法人の破算の場合と同様劣後的債権といふべきです。五、残余財産の分配に關し、優先的内容を有する株主の権利、六、それ以外の株主の権利というような順位を考慮しまして、計画の條件に公正衡平な差等を設けなければならぬといふことといたしました。その結果、たとえ株主の権利よりも債権者の権利を不利に取扱うような計画は不適法となります。また同じ性質の権利を有する者の間では、計画の條件は平等であるの原則といたしますが、少額の債権等については、特別の取扱いをして、衡平を害しない限りさしつかえないことといたしました。関係条文は第二百三十六條及び第二百三十七條であります。

次に要綱の第六十一から第六十九までは、更生計画の認可及びその効力について定めました。第六十一は、更生計画認可の要件について定めています。計画案が可決されたときは、裁判所は、さらにその案が計画として法定の要件を具備しているかどうかをあらためて審査し、要件を満たしていると認めた場合に限りて認可の決定をすることができるとあります。関係条文は第二百四十條及び第二百四十一條であります。

第六十二は、計画に不同意の組のある場合の定めであります。計画に不同意の組があるときでも、計画の内容に

ついてその組の者の権利が保護されているときは、その同意がなくても計画を認可できることとして、計画の成立を容易ならしめることとしたものであります。なおあらかじめ不同意の組が明らかなき場合は、当初からその組の者を除外して決議することもできるといたしました。関係条文は第二百四十二條であります。

第六十三は、更生計画の効力発生の時について定めました。計画認可の上は、すみやかに遂行する必要があるとすので、確定をまたず効力を生ずることといたしました。関係条文は第二百四十四條であります。

第六十四は、更生計画の効力の及ぶ範囲について定めました。更生手続に参加しない更生債権者、更生担保権者及び株主にも効力が及ぶこととなります。関係条文は第二百四十八條であります。

第六十五から第六十七までは、更生計画による更生債権者、更生担保権者及び株主の権利の変更について定めています。届出をしなければ債権、届出をしても異議があつたかわからず確定手続をとらなかつた債権等については、会社は計画認可の決定があつた場合には、その責任を免れることとなります。株主は、手続に参加しなくても、計画によつて与えられて株主の権利に対するわけ前にあずかることとなります。関係条文は第二百四十九條から第二百五十二條であります。

第六十八は、更生手続開始によつて中止した手続の失効について定めています。更生計画の認可決定後は、これらの手続は存続させる必要がなく、かえつて計画の遂行に支障を来すこと

になるからであります。関係条文は第二百五十四條であります。

第六十九は、更生計画認可決定確定後の更生債権者表及び更生担保権者表の記載の効力について定めました。確定した権利についてこれらの表の記載は、確定判決と同一の効力を有し、更生手続終了後は、この表に基いて会社等に対し強制執行ができることといたしました。関係条文は第二百五十三條であります。

第七十から第七十六までは、更生計画の遂行について定めています。第七十及び第七十一は、更生計画遂行の責任者について定めました。管財人があれば、管財人が計画の遂行に当ります。管財人がないときは会社が遂行に当たりますが、裁判所が整理委員を選任したときは、整理委員がこれに当たります。計画によつて新会社を設立したときは、これらの者が発起人または設立委員の職務を行います。関係条文は第二百五十五條であります。

第七十二は、更生計画の遂行に關する裁判所の命令について定めました。この命令に違反した者は、過料に処せられることとなつております。関係条文は第二百五十六條、第三百三條であります。

第七十三は、更生計画遂行の場合における他の法令の適用の排除について定めています。更生計画の遂行を円滑迅速にするため、たとえば商法の規定によれば、本来株主総会の決議を要する事項でも、これが更生計画に記載され、その計画が認可されたときには、株主総会の決議を経なくても、適法にこれを遂行できることといたしました。またたとえば計画において更生債

権者、更生担保権者または株主に対し新たに払込みまたは現物出資をさせないで、株式を引受けさせることによつて、新会社を設立することを定めたときは、新会社は通常の会社設立の方法によらず、単に定款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の登記をしただけで成立するものとしたしました。なお税法の特例といたしましては、更生手続による会社の財産の評価がえま

たは債務の消滅があつた場合における法人税の軽減、更生手続においてする登記記録についての登録税の減免等について定めています。関係条文は第二百五十七條から第二百六十九條まで、第二百七十三條から第二百七十七條まであります。

次に第七十四は、計画によつて新たに会社または新会社の株主または債権者となつた者の失権について定めました。三年間も株券または債権の交付を請求しないよう者は、これを失権させて、従来の権利関係を整理いたし、会社または新会社の更生を容易ならしめようとするものであります。なお従前株主または債権者であつた者が、新株券または新債権の交付を請求するに、原則として従前の株券または債権を提出しなければならぬこととしてあります。関係条文は第二百七十條、第二百七十一條であります。

第七十五は、更生計画の変更について定めています。更生計画認可決定後やむを得ない事由によつて計画をそのまま遂行することができなくなつたが、計画を変更すれば遂行が可能になるような場合には、計画の変更を許し、更生の失敗によつて生ずるむだを省くことができるといたしました。

第七十六條は、更生手続の終局について定めています。更生計画の遂行を確実にするため、計画が遂行されたか、または遂行されることが確実と認められるよになつて初めて終局決定をすべきものとしたしました。関係条文は第二百八十條であります。

次に要項の第七十七條から第八十條までは、更生手続停止について定めています。そのうち第七十七から第七十九までは、更生手続停止の決定をすべき場合を定めました。第七十七と第七十八は、いづれも更生計画認可決定前の場合で、第七十七は更生計画が成立しなかつた場合、第七十八は、更生の必要がなくなつた場合であります。第七十九は、計画認可後の遂行不能の場合であります。関係条文は第二百八十一條から第二百九十條まであります。

第八十は、更生手続停止の決定確定後の更生債権者及び更生担保権者表の記載の効力について定めています。一定の範囲内で確定判決と同一の効力を認め、また強制執行もできることといたしました。更生手続において適法に確定されたものであるからであります。関係条文は第二百九十一條、第二百九十二條であります。

次に要項の第八十一から第八十六までは、その他の点について定めています。

第八十一と第八十二は、破産宣告前の会社について開始された更生手続が不成功に終つた場合における破産手続及び和議手続との関係について定めています。更生手続開始の原因は破産原

した。関係条文は第二百七十九條であります。

第七十六條は、更生手続の終局について定めています。更生計画の遂行を確実にするため、計画が遂行されたか、または遂行されることが確実と認められるよになつて初めて終局決定をすべきものとしたしました。関係条文は第二百八十條であります。

次に要項の第七十七條から第八十條までは、更生手続停止について定めています。そのうち第七十七から第七十九までは、更生手続停止の決定をすべき場合を定めました。第七十七と第七十八は、いづれも更生計画認可決定前の場合で、第七十七は更生計画が成立しなかつた場合、第七十八は、更生の必要がなくなつた場合であります。第七十九は、計画認可後の遂行不能の場合であります。関係条文は第二百八十一條から第二百九十條まであります。

第八十は、更生手続停止の決定確定後の更生債権者及び更生担保権者表の記載の効力について定めています。一定の範囲内で確定判決と同一の効力を認め、また強制執行もできることといたしました。更生手続において適法に確定されたものであるからであります。関係条文は第二百九十一條、第二百九十二條であります。

次に要項の第八十一から第八十六までは、その他の点について定めています。

第八十一と第八十二は、破産宣告前の会社について開始された更生手続が不成功に終つた場合における破産手続及び和議手続との関係について定めています。更生手続開始の原因は破産原

最後に、第八十六は罰則について定めております。破産法、和議法等の例に準じて規定を設けました。関係条文は第二百九十八條から第三百三條までであります。

以上で要項の説明は終了します。

○田嶋(好)委員長代理 次に破産法及び和議法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきまして政府側より逐條説明を聴取いたします。野木政府委員。

○野木政府委員　破産法及び和議法の
一部を改正する法律案につきまして、
お手元に差上げてあります逐條説明
に基きまして、逐條的に御説明をいた
します。

まず第一條の破産法の改正關係の部分から説明を始めます。

第六條第三項の改正、これは昭和十年法律第十五号民事訴訟法中改正法律によりまして、同法第五百七十條に第

二項及び第三項の規定が追加せられ、従前の第二項の規定が第四項に繰下げられたので、これに伴う整理を今回いたしたのであります。

第十八條から第二十一條までの創

除、これは後ほど述べます。免責制度を採用する関係上、これら十八條から二十一條までの條文に掲げる債権の全部を破産債権として取扱う必要があるので、これらの條文を削除することによ

いたしました。なお、第二十条後段の定期金債権につきましては、債権額と評価額との間の差額の観念が認められるかどうかについて疑いがありましたので、これを第二十二條後段に移すこと

とにいたしました。

第二十二條の改正は、ただいま申し

上げました第二十條後段の規定を本條後段に移しかえたものであります。

第三十八條の改正。免責制度を採用する關係上、本條に掲げる請求權を全部破産債權として取扱ふ必要がありますので、改正することにいたしました。

た。右の請求権中、破産手続参加の費用については、積極的な規定を置くことにいたしましたのは、その他の請求権は元来破産債権すなわち破産宣告前の原因に基いて生じた財産上の請求権だからであります。

次に第四十六條であります。第十八條から第二十一條までを削除し、第三十八條を改正することとしたことに伴い、ここに掲げてある請求權を、いわゆる劣後的破産債權とすることにした。

しました。改正條文の第五号から第七号までの規定は、債権額と第十八條から第二十條前段までの規定により定まる額との差額の請求権を直接的に表現したものにすぎません。

第五十二條、これは第十八條から第二十一條までの規定を削除することにしたことに伴い、法文の整理をしたものであります。

第百二條、これも同様第十八條から

第二十條までの規定を削除したことに伴い、法文の整理をしたものであります。

第百五條、第百六條及び第百七條第一項の改正、これは裁判所法の施行に

よりまして区裁判所が廃止されるともに、右各條の規定は、裁判所法施行令により、「区裁判所」とある部分を「地方裁判所」と変更して適用せられていたのでありまするが、今回その字句

を修正したのであります。

第百十三條の削除、これは裁判所法

の制定、及び民事訴訟法の改正によりまして、破産事件の抗告裁判所は高等裁判所となり、抗告裁判所の決定は最高裁判所に対する特別抗告の有無にかかわらず、ただちに確定することになりましたので、本條を削除することになりました。

第百十六條の改正は、本條中「出張所」とあるのは、法文上、地方裁判所の出張所と解するほかないわけであり、まするが、現在地方裁判所の出張所は全國に一箇所しか設置されておりましたので、「出張所」を裁判所と改題し、前

んので、「出張所」が裁判所法施行前は区裁判所の出張所をさしていたものであることから考えまして、これを簡易裁判所に改めたわけであります。市役所、町村役場」を改めたのは、地方自治法の制定に伴う字句の修正でありま

第三百三十三條第一項の改正、「産業組合」を削ることとしたしたのは、産業組合法が、消費生活協同組合法

（昭和二十三年法律第二百号）第百三條によつて廢止せられましたからであり、「株式合資会社」を削ることといひましたのは、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）

によつて株式会社に関する規定が削除されることとなつたからであります。なお「相互保険会社」を「相互会社」に改めたのは、保険業法の用語と一致させることにしたものであります。

す。

第百四十六條の改正、これは保險業法の改正法律（昭和十四年法律第四十一号）により相互会社の社員（の責任は、すべて保險料を限度とする有限責任）

任とすることに改められ、また組合員が無限責任または保証責任を負担する

次に第四百四十九條第二項及び第五百一十一條第二項の改正、これは警察法、産業組合その他の法人は、すべて関係法律の改廃によつて、もはや存在しないので、本條文の整理をしたのであります。

次に第百八十二條の改正、これは改正法案第四十六條に掲げる劣後的破産債權に属するものは、従来その届出のあった事例はきつめて少く、またこれ

あつた事例はきわめて少く、またこれらの債権に議決権の行使を認める実益も少いので、手続を簡易にするため、第五項を設けたわけであります。

七條及び第六十八條の改正。これは「裁判所書記」は裁判所法等の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第七十七号）の施行によりまして「裁判所書記官」と読みかえられていたものであります。「執達吏」は裁判所法施行令であります。

考すべし。二條の女王、これは淫奢事
にあります。一執達吏は幕府所法施行令
により「執行吏」と謔みかえられてい
たのでありますが、いずれも今回その
字句の修正をすることにいたしました。
た。

第二百七條の改正、これは總務省
第九十七條の改正、これは經濟事
務省の變動に應じ金額を修正すること
に
したものであります。

会社の基金の払込みについて準用して
いる株金の払込みに関する商法第百七
十七條第一項の規定は、商法の一部を
改正する法律（昭和二十三年法律第百
四十八号）によりまして改正せられま
す（附則、目次、会社の基金の二、二）

した結果、相互会社の基金については、一時に全額の払込みを要することとな

て免責の効力が及ぶことにいたしました。なお本條但書の請求権中「租税」とあるのは、第四十七條第二号の財団債権でない租税で、たとえば関税、屯税、登録税のようなものをさすのであります。

次に第三百六十六條の十三、免責は破産者を更生させるため、その責任を限定するにすぎないのであつて、免責によつて本條に掲げた者の責任までを軽減するものでないで、この趣旨を明らかにしたものであります。

第三百六十六條の十四、免責は破産債権者の権利に重大な影響を与えるばかりでなく、後に述べるように免責の決定が確定すると、破産者は法律上当然復権することになりますので、第三百七十二條の規定にならつて公告について規定を設けました。なお確定債権についての債権表の記載は、一定の條件のもとに債務名義となるものでありますから、免責の決定が確定したときはこれを明らかにする必要があるので、その旨を記載させることにいたしました。

第三百六十六條の十五、免責の決定が一旦確定しても、本條に掲げる事由があることが後に判明したときには、免責を取消すのが相当でありますので、免責取消しの決定をすることができることいたしました。なお本條後段の場合については、不安定な権利関係を作るべく早く除去する趣旨から、免責取消しの申立て期間を制限することといたしました。

次に第三百六十六條の十六、免責取消しの裁判をするについては、少くとも破産者及び免責取消し申立人の意見を聞くのが相当であるから、その旨を

定めたものであります。

第三百六十六條の十七、第三百六十六條の十一の規定と同趣旨で設けた規定であります。

第三百六十六條の十八、免責後、その取消しまでの間に破産者と取引した者は、免責のあつたことを考慮に入れて取引をしたのであるから、その者の債権が免責の取消しにあつた後、これにより復活する破産債権や、免責前または免責取消し後の原因に基いて生じた債権と同等の地位に置かれることとなりますと、不測の不利益を受けることとなりますから、本條を設けました。他ノ債権者「先チテ」というのは、債務者の総財産から、弁済を受けべき他の債権に先だつという意味でありまして、特別の先取特権、質権、抵当権等で担保されてある債権にまで優先するものではありません。

第三百六十六條の十九、第三百六十六條の十四に対応する規定であります。

第三百六十六條の二十、免責手続は、破産手続ではないので、復権の章の第三百七十三條の規定と同様の規定を置いたわけでありまして、第一百八條規定をも準用したのは、公告と送達とをもとにする場合があるからであります。

第三百六十六條の二十一、免責の制度を採用した以上は、本條第一項に列挙する事由のある場合に、なお破産者に対し、身分上の制限をしたまゝにしておくことは当を得ませんので、右の事由のある場合には、破産者は、当然に復権することといたしました。本條第二項中「復権ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フ」とあるのは、免責取消し

たは強制和議取消しがあつても、復権して間の上の効果をまで影響を及ぼさない趣旨であります。

第三百六十七條、前條の規定を新設することとしたことに伴い、法文の整理をしたものであります。

第三百七十四條第四号、第三百七十五條、第三百七十七條第一項、第三百八十一條第一項、第三百八十二條第一項、裁判所書記についての字句の修正は、前に説明したところと同趣旨のものであり、罰金額を改めたのは、経済事情の変動に

応じたものであります。

次に第二條の和議法の改正について申し上げます。

第十一條、破産法第百十三條を削除することとしたことに伴い、法文の整理をしたものであります。

第四十四條の二から第四十四條の四まで、破産法第十八條から第二十條までの規定を削除することとしたことに伴い、和議法第四十五條において準用していたこれらの規定の内容を、直接規定することが必要となつたため、これらの條文を設けたものであります。

第四十五條、右に述べた通り、破産法第十八條から第二十條までの規定を削除することとしたことに伴う法文の整理であります。

第六十八條第一項、第六十九條第一項、第七十條第一項、いずれも経済事情の変動に伴う罰金額の修正であります。

附則第一項、この法律の施行期日を定めたものであります。

第二項、この法律施行前に、破産宣告のあつた事件に対する、ここに掲げる改正規定の適用に関する経過規定を

定めたものであります。

第三項、本項前段は、改正法施行前に破産手続の解止のあつた破産者に対し、免責申立ての機会を与えるための規定であり、本項後段は、改正法施行の際、裁判所に係属中の破産事件の破産者が、免責の申立てをする機会を失ふことのあることを考慮したものであります。

第四項、本項は、前項の破産者のために、免責の申立ての追完をすることができるとしたものであります。

第五項、第三百六十六條の二十一、第一項第二号から第四号までに掲げる事由が、改正法施行前にあつた破産者の復権について規定したものであります。

第六項、前項の規定による復権について、第三百六十六條の二十一第二項の規定と同趣旨の定めをしたものであります。

第七項、華士族平民身代限規則（明治五年太政官布告第百八十七号）等により、身代限りの処分を受け、または家資分散法（明治二十三年法律第六十九号）により、家資分散の宣告を受けた者も、第五項に規定する破産者と同様に取扱うことが相当であるから、本項を設けることとしたのであります。

以上で逐條説明を終ります。

○田嶋（好）委員長代理 ではここでしばらく休憩いたします。

午後三時四十六分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十六年六月七日印刷

昭和二十六年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所